

あなたの“やる気”を資金面で応援します

# 農業金融のごあんない

～経営改善の心強いパートナー～

「のこったあ、のこったあ！！」 藤原なおと



「両手に花」 佐藤宗幸



「秋空の天日干し」 相馬功輝



「もぐもぐタイム」 鈴木生喜



AKITAVISION

令和5年7月  
秋田県農林水産部

| 資金の種類                    |                  | 農業近代化資金<br>認定農業者等                    |                                |
|--------------------------|------------------|--------------------------------------|--------------------------------|
|                          |                  | 一般                                   |                                |
| 取り組みたい事業又は<br>資金を必要とする理由 |                  | 利子補給・助成後の貸付利率(%)<br>【令和5年6月19日現在の利率】 | 0.70<br>0.30<br>～0.65          |
|                          |                  | 償還期間(年)<br>(うち据置期間)                  | 7～20<br>(2～7)<br>7～15<br>(2～7) |
| 土 地                      | 農地等の購入           |                                      |                                |
|                          | 農地等の賃借権取得・賃借料    | ○                                    | ○                              |
|                          | 農地等の改良・造成        | ○                                    | ○                              |
| 施 設 ・ 農 機 具              | 農舎・畜舎・ハウス等の建設    | ○                                    | ○                              |
|                          | 農機具の購入           | ○                                    | ○                              |
|                          | 共同利用施設の設置        | △                                    |                                |
| 運 転 資 金                  | (種苗・肥料・農薬等の購入)   | △                                    | ○                              |
| 作 目 の 導 入 ・ 育 成          | 野菜(永年性)の植栽や育成    | ○                                    | ○                              |
|                          | 果樹等の植栽や育成        | ○                                    | ○                              |
|                          | 花き・花木等の植栽や育成     | ○                                    | ○                              |
| 畜 産                      | 乳牛・繁殖素牛・繁殖素豚の購入  | ○                                    | ○                              |
|                          | 肥育牛・肥育豚・鶏の購入     | ○                                    | ○                              |
|                          | 家畜排泄物の処理施設の設置    | ○                                    | ○                              |
| 水 田 ・ 転 作                | 施設・機械の取得         | ○                                    | ○                              |
|                          | 土地改良             | ○                                    | ○                              |
| 内水面養殖施設の設置               |                  | ○                                    | ○                              |
| 生 活 ・ 環 境 改 善            | 農家住宅の改良・建設       | △                                    | △                              |
|                          | 台所・便所・風呂場等の改良    | △                                    | △                              |
|                          | 農業集落排水施設の設置      | △                                    |                                |
|                          | 多目的施設・共同運動施設等の整備 | △                                    |                                |
|                          | 集会所・水道施設等の改良・造成  | △                                    |                                |
| 担 い 手 支 援                | 新規就農の準備          |                                      |                                |
|                          | 農業技術研修           | ○                                    | ○                              |
|                          | 就農のための施設・機械等     | ○                                    |                                |
| 負 債 整 理 ・ 経 営 再 建        | 固定化負債の借り換え       |                                      |                                |
|                          | 制度資金等の返済金        |                                      |                                |
| 災 害                      | 災害による施設の復旧       | △                                    | ○                              |
|                          | 災害による経営資金の借入     |                                      |                                |
|                          | 災害による収入補填        |                                      |                                |
| 起業化活動の支援<br>(加工、直売など)    |                  | ○                                    | ○                              |

○：原則として借受可能 △：一定の条件を満たす場合に借受可能

※災害のほか、経営環境の変化等経営者の責めに帰さない理由により一時的に経営状況が悪化した場合も適用可

# 1 農業近代化資金

農業経営の近代化に資するため、JA等融資機関に対し県が利子補給を行い、農業者に長期かつ低利の資金の融通を行うことを目的とした資金です。

| 資金の種類    |               | 貸付内容   | 対象者及び貸付限度額  | 償還期限・据置期間  |   |   |  |   |     |  |  |  |
|----------|---------------|--|---|--|---|---|--|---|-----|--|--|--|
| 1号<br>資金 | 施設機械資金        | 畜舎、果樹棚、農機具<br>その他の農産物の生産、<br>流通又は加工に必要な<br>施設の改良、造成、復<br>旧又は取得に要する資<br>金 | (1) 個人<br>・認定農業者等<br>・認定新規就農者<br>・目標地図に<br>位置付けられた者※1<br>・継続的農地利用者※2<br>・担い手要件を<br>満たす農業者※3<br>・家族農業経営の經<br>営主以外の農業者<br><br>(2) 法人<br>・認定農業者等<br>・担い手要件を<br>満たす農業者※4<br>・農業参入法人<br><br>(3) 農業を営む任意団体<br>・集落営農組織等<br><br>(4) 農業者組織<br>・農業協同組合等 | 1,800万円<br>(知事特認2億円)<br><br>2億円<br><br>1億5千万円<br><br>2億円<br><br>15億円 | 貸付対象者<br>認定農業者等<br>認定農業者等以外<br>の農業者<br>認定新規<br>就農者<br>農業協同<br>組合等   | 償<br>還<br>据<br>置<br>償<br>還<br>据<br>置<br>償<br>還<br>据<br>置<br>償<br>還<br>据<br>置  | 原則<br>15 7 15 3 17 5 15 3<br>1号資金で農機具等<br>のみの場合 7 2 7 2 10 - 10 2<br>2号資金を含む場合 - - - 7 - 7 - 7<br>3号資金のみの場合 7 2 7 2 10 - 7 2<br>4号資金を含む場合 - - - - 18 - - -<br>6号資金を含む場合 - - - - - - 20 -<br>1号資金で畜舎・果樹<br>棚等を含む場合 - - - - - - - 20 - |   |     |  |  |  |
| 2号<br>資金 | 果樹等植栽<br>育成資金 | 果樹その他の永年性植<br>物の植栽・育成に要す<br>る資金  | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ・ 債還期間・据置期間は表に示す年数の範囲内<br>で、適正な期間を設定<br>・ セット資金の場合は、貸付資金の種類に係る<br>期限のうち最も長いもの<br>・ 認定新規就農者は認定就農計画に従って、農<br>業経営に関する目標を達成するために必要な<br>施設、機械の購入等、その他措置を行う場合  | 貸付利率  | 融資率 |  |  |  |
| 3号<br>資金 | 家畜購入<br>育成資金  | 乳牛その他の家畜の購<br>入・育成に要する資金   | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ○通常 0.70%<br>○認定農業者等に係る貸付<br>利率（特例）<br>…スーパーL資金の貸付<br>利率と同水準に設定  | ○通常 80%以内<br>○認定農業者等に<br>係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>○集落営農組織等<br>に係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>• ただし、貸付額<br>が3,600万円の<br>限度額に達する<br>まで適用 |     |  |  |  |
| 4号<br>資金 | 小土地<br>改良資金   | 事業費1,800万円以下<br>の規模の農地、牧野の<br>改良、造成、復旧費                                  | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ○通常 0.70%<br>○認定農業者等に係る貸付<br>利率（特例）<br>…スーパーL資金の貸付<br>利率と同水準に設定  | ○通常 80%以内<br>○認定農業者等に<br>係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>○集落営農組織等<br>に係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>• ただし、貸付額<br>が3,600万円の<br>限度額に達する<br>まで適用 |     |  |  |  |
| 5号<br>資金 | 長期運転資金        | 土地・農機具の賃借権<br>取得費等（認定農業者<br>の場合は農業経営の改<br>善に必要な運転資金全<br>般）               | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ○通常 0.70%<br>○認定農業者等に係る貸付<br>利率（特例）<br>…スーパーL資金の貸付<br>利率と同水準に設定  | ○通常 80%以内<br>○認定農業者等に<br>係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>○集落営農組織等<br>に係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>• ただし、貸付額<br>が3,600万円の<br>限度額に達する<br>まで適用 |     |  |  |  |
| 6号<br>資金 | 農村環境<br>整備資金  | 診療、託児、老人福祉、<br>水道、健康増進、集会<br>施設、給排水施設等                                   | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ○通常 0.70%<br>○認定農業者等に係る貸付<br>利率（特例）<br>…スーパーL資金の貸付<br>利率と同水準に設定  | ○通常 80%以内<br>○認定農業者等に<br>係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>○集落営農組織等<br>に係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>• ただし、貸付額<br>が3,600万円の<br>限度額に達する<br>まで適用 |     |  |  |  |
| 7号<br>資金 | 大臣特認資金        | 給排水施設、特定農家<br>住宅、水田利用の内水<br>面養殖施設の改良、造<br>成又は取得                          | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ○通常 0.70%<br>○認定農業者等に係る貸付<br>利率（特例）<br>…スーパーL資金の貸付<br>利率と同水準に設定  | ○通常 80%以内<br>○認定農業者等に<br>係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>○集落営農組織等<br>に係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>• ただし、貸付額<br>が3,600万円の<br>限度額に達する<br>まで適用 |     |  |  |  |
| 8号<br>資金 | セット資金         | 1号、2号、3号、4<br>号、5号及び7号資金<br>の中の2以上のセット<br>資金                             | ※1 農業経営基盤強化促進法第19<br>条第1項に規定する地域計画の<br>うち目標地図に位置付けられた<br>者  | ※2 地域における継続的な農地利<br>用を図る者であって、生産の効<br>率化等に取り組むものとして市<br>町村が認める者      | ※3 担い手要件（個人）<br>① 農業所得が総所得の過半を占<br>めている又は農業粗収益200万<br>円以上であること。<br>② 家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者<br>が現に主として農業に従事して<br>いること。<br>④ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ※4 担い手要件（法人）<br>① 当該法人の農業に係る売上高<br>が総売上高の過半を占めている、<br>又は農業粗収益が1,000万円以<br>上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第<br>3項第2号ホに規定する常時従<br>事者をいう。）である構成員が<br>いること。<br>③ 簿記記帳を行っていること。<br>(簿記記帳を行うことが確実と<br>見込まれる者を含む。) | ○通常 0.70%<br>○認定農業者等に係る貸付<br>利率（特例）<br>…スーパーL資金の貸付<br>利率と同水準に設定  | ○通常 80%以内<br>○認定農業者等に<br>係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>○集落営農組織等<br>に係る融資率<br>(特例)<br>100%以内<br>• ただし、貸付額<br>が3,600万円の<br>限度額に達する<br>まで適用 |     |  |  |  |

\* TPP等関連対策により、  
当初5年間は実質無利子に  
なる特例あり。

## ②主な日本政策金融公庫資金

農業等の生産力の維持・増進に必要となる、長期かつ比較的規模の大きい資金を低利で融通する資金です。

### 1 農業経営基盤強化資金（スーパーL資金）

| 貸付内容   | 対象者    | 融資限度額   | 貸付利率  | 償還期間<br>(うち据置期間) |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
|--|--------|---|---|------------------|----|------|-------|---------|-------|----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|------------------|
| (1) 農地等の取得<br>(2) 農地等の改良、造成等<br>(3) 農業経営用施設・機械等の取得等<br>(4) 農産物の加工処理・流通販売施設・観光農業施設等の改良、造成、取得<br>(5) 借地権、施設等の利用権、特許権、その他無形固定資産の取得等<br>(6) 家畜・果樹等の導入、借地料・賃借料の支払い<br>(7) 負債の整理（制度資金は除く。） | 認定農業者※ | (1) 個人 3億円（特認6億円）<br>*特認要件 経営が複数の部門にわたる経営体又は経営部門を増やす農業経営改善計画を有する経営体等が受け可能<br>○ 法人 10億円（特認20億円）<br>〔一定の場合30億円〕<br><br>*特認要件 民間金融機関から資金調達が行われる場合、次のうちいずれか低い額①20億円、②経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額<br>民間金融機関から設備資金の調達が行われる場合、次のうちいずれか低い額①30億円、②経営改善資金計画書の目標売上額の2倍に相当する額、③民間金融機関からの設備資金の調達額の2倍に相当する額<br><br>④(7)の負債整理資金の場合は、個人6,000万円（特認1億2,000万円）、法人2億円（特認6億円） | <table border="1"> <tr> <td>償還期限</td> <td>利率</td> </tr> <tr> <td>6年以下</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>6年超9年以下</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>9年超11年以下</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>11年超13年以下</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>13年超15年以下</td> <td>0.65%</td> </tr> <tr> <td>15年超25年以下</td> <td>0.70%</td> </tr> </table> <p>(令和5年6月19日現在)</p> | 償還期限             | 利率 | 6年以下 | 0.30% | 6年超9年以下 | 0.35% | 9年超11年以下 | 0.45% | 11年超13年以下 | 0.55% | 13年超15年以下 | 0.65% | 15年超25年以下 | 0.70% | 25年以内<br>(10年以内) |
| 償還期限   | 利率     |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
| 6年以下   | 0.30%  |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
| 6年超9年以下  | 0.35%  |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
| 9年超11年以下   | 0.45%  |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
| 11年超13年以下  | 0.55%  |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
| 13年超15年以下  | 0.65%  |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |
| 15年超25年以下  | 0.70%  |   |   |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |           |       |                  |

※ 認定農業者とは、農業経営改善計画の認定を受けた者をいう。なお、個人の場合は、簿記記帳を行っている者（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる者を含む。）に限ります。

### ◎スーパーL資金の無利子化措置（TPP等関連対策）

|                  |  |
|------------------|--|
| 無利子化措置の対象者       | 実質化された人・農地プラン（地域計画）の中心経営体として位置付けられた等の認定農業者であって、新たに攻めの経営展開を行う計画（経営展開計画）を策定した者 |
| 無利子化措置の対象事業      | 農地等の取得・造成、施設・機械の取得、改良・造成等、長期運転資金   |
| 無利子化措置の対象とならない事業 | 経営の安定化（負債整理など）のための資金   |
| 無利子化措置を講じる期間     | 貸付当初5年間（貸付実行日から5年後の応答日の前日まで。）  |
| 適用限度額※1          | 個人3億円（特認6億円） 法人10億円（特認20億円）  |

※1 既にスーパーL資金の利子助成を受けている場合は、その対象残高と通常（災害関連・コロナ関連は除く。）して、個人6億円・法人20億円までが上限となります。

※ 利子助成の上限は2%です。このため、貸付金利が2%を超える場合は、2%を超えた部分は借入者の負担となります。

※ 取扱額に限りがあり、融資の実行時期によっては希望に添えない場合があります。

### 2 青年等就農資金

| 貸付内容  | 対象者      | 融資限度額  | 貸付利率 | 償還期間<br>(うち据置期間) |
|---|----------|--|------|------------------|
| (1) 農地等の改良等（農地等の取得は除く。）<br>(2) 農業経営用施設・機械等の改良、造成、取得<br>(3) 農産物の加工処理・流通販売施設、観光農業施設等の改良、造成、取得<br>(4) 創立費、開業費その他の繰延資産の取得等<br>(5) 家畜・果樹の導入、農地賃借料の支払いその他「青年等就農計画」期間中に必要となる初期的経営費用等 | 認定新規就農者※ | 3,700万円（特認1億円）<br><br>*特認要件 認定就農計画における農業所得の目標が地域の認定新規就農者の平均以上であって、農業の技術及び経営方法を習得したと認められる旨の意見書が指導農業士等から提出されている認定新規就農者 | 無利子  | 17年以内<br>(5年以内)  |

※ 認定新規就農者とは、新たに農業経営を営もうとする青年等であって、市町村長から「青年等就農計画」の認定を受けた者をいう。

### 3 経営体育成強化資金

| 貸付内容   | 対象者   | 融資限度額   | 貸付利率   | 償還期間<br>(うち据置期間)   |
|--|---|---|--|--|
| [前向き投資資金]<br>(1) 農地又は牧野の改良又は造成<br>(2) 農産等の取得<br>(3) 農地等の利用権の全額一時払いに要する経費<br>(4) 農機具又は運搬用機具の取得費、及び賃借権取得の全額一時払いに要する経費<br>(5) 果樹、多年生草本、花木等の新植、改植又は育成費<br>(6) 家畜の購入又は育成費<br>(7) 農産物の生産、流通、加工等の施設取得費<br><br>[償還負担軽減資金]<br>(1) 再建整備資金<br>(制度資金以外の負債の整理)<br>(2) 償還円滑化資金<br>(制度資金等の円滑な支払いに必要な資金) | (1) 主業農業者（次に掲げる要件の全てを満たすもの。）<br>(個人)<br>① 農業所得が総所得の過半を占めている又は農業粗収益200万円以上であること。<br>② 青壯年の家族農業専従者がいること。<br>③ 60歳以上であるときは後継者が現に主として農業に従事していること。<br>④ 簿記帳を行っていること。<br>(法人)<br>① 当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている、又は農業に係る売上高が1,000万円以上であること。<br>② 常時従事者（農地法第2条第3項第2号ホに規定する常時従事者をいう。）である構成員がいること。<br>認定新規就農者<br>目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者<br>農業参入法人<br>家族農業経営の経営主以外の農業者（家族経営協定において一定事項が明確であるものに限る。）<br>(6) 集落営農組織 | 次の(1)～(3)の合計額<br>ただし、個人及び農業参入法人1億5,000万円、法人（集落営農組織含む。）5億円の範囲内<br>(1) 前向き投資のために負担する額の80% ※1<br>(2) 再建整備資金<br>個人 1,000万円<br>特認 1,750万円<br>特定 2,500万円<br>法人 4,000万円<br><br>*特認要件 農業経営又は農業所得の規模が当該地域の平均以上である場合等<br>*特定要件 農業経営又は農業所得の規模等からみて特に必要があると認められる場合<br>(3) 償還円滑化資金<br>計画期間中の5年間（特認10年間）において、支払われるべき既往借入金等に係る負債の支払金の合計額（一括借入可能） | 0.70%<br>(令和5年6月19日現在)<br><br>*新型コロナウィルス感染症・原油価格高騰等関連に当り、最初5年間は実質無利子になる特例あり（再建整備資金・償還円滑化資金に限る。）。 | 25年以内<br>(3年以内※2)<br><br>※2 据置期間は、果樹の新植、改植又は育成の場合は10年以内、認定新規就農者が青年等就農計画に従って行う農地等の取得に必要なものについては5年以内 |

※1 認定新規就農者が青年等就農計画に従って農地等の取得を行う場合、1,000万円以下の部分について融資率100%

## 4 農林漁業セーフティネット資金

| 貸付内容  | 対象者  | 融資限度額   | 貸付利率   | 償還期間<br>(うち据置期間) |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |
|---|--|---|--|------------------|----|------|-------|---------|-------|----------|-------|-----------|-------|-----------|-------|-----------------|
| <p>(1) 災害（台風、冷害、干ばつ、土砂崩壊、地震、雪害等）の被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金</p> <p>(2) 法令に基づく処分により経済的損失を受けた農林漁業経営の維持安定に必要な資金</p> <p>(3) 社会的又は経済的環境の変化等により経営状況等が悪化している場合に、農林漁業者の経営の維持安定に必要な資金</p> | <p>(1) 認定農業者</p> <p>(2) 認定新規就農者（2 青年等就農資金の対象者と同じ。）</p> <p>(3) 一定の要件を満たす農業者（個人）<br/>農業所得が総所得の過半を占めている又は農業粗収益200万円以上であること。</p> <p>(法人)<br/>当該法人の農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている、又は農業に係る売上高が1,000万円以上であること。</p> <p>(4) 目標地図に位置付けられた者</p> <p>(5) 家族農業経営の経営主以外の農業者</p> <p>(6) 集落営農組織</p> | <p>(1) 一般：600万円<br/>※ ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っている者に限る。）にあっては、年間経営費の12分の6に相当する額又は粗収益の12分の6に相当する額のいずれか低い額とすることができます。</p> <p>(2) 特認：1,200万円（既往貸付残高と通算）<br/>※ ただし、農林漁業経営の規模等から、貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合（簿記記帳を行っている者に限る。）にあっては、年間経営費の12分の12に相当する額又は粗収益の12分の12に相当する額のいずれか低い額とすることができます。<br/>*特認要件<br/>新型コロナウイルス感染症により経営の維持安定が困難となった者等が受けることが可能</p> | <table border="1"> <tr> <th>償還期限</th> <th>利率</th> </tr> <tr> <td>6年以下</td> <td>0.30%</td> </tr> <tr> <td>6年超9年以下</td> <td>0.35%</td> </tr> <tr> <td>9年超11年以下</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>11年超13年以下</td> <td>0.55%</td> </tr> <tr> <td>13年超15年以下</td> <td>0.65%</td> </tr> </table> <p>(令和5年6月19日現在)</p> | 償還期限             | 利率 | 6年以下 | 0.30% | 6年超9年以下 | 0.35% | 9年超11年以下 | 0.45% | 11年超13年以下 | 0.55% | 13年超15年以下 | 0.65% | 15年以内<br>(3年以内) |
| 償還期限  | 利率   |   |  |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |
| 6年以下  | 0.30%  |   |  |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |
| 6年超9年以下   | 0.35%  |   |  |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |
| 9年超11年以下  | 0.45%  |   |  |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |
| 11年超13年以下   | 0.55%  |   |  |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |
| 13年超15年以下   | 0.65%  |   |  |                  |    |      |       |         |       |          |       |           |       |           |       |                 |

## 5 農業改良資金

| 貸付内容  | 対象者   | 融資限度額  | 貸付利率 | 償還期間<br>(うち据置期間)                             |
|---|---|--|------|--|
| <p>(1) 農業用施設・機械等の取得等</p> <p>(2) 家畜、果樹等の導入費及びその育成費</p> <p>(3) 農地の利用権、農業用施設・機械等の一括払い費用</p> <p>(4) 品種の転換や営業権の取得及び研究開発費用</p> <p>(5) 需要を開拓するための調査費用、通信・情報処理機材の取得</p> <p>(6) 農業改良措置の導入に必要な資材費、雇用労賃等</p> | <p>(1) 農商工等連携促進法の認定を受けた者</p> <p>(2) 農林漁業バイオ燃料法の認定を受けた者</p> <p>(3) 米穀新用途利用促進法の認定を受けた者</p> <p>(4) 六次産業化法の認定を受けた者</p> <p>(5) みどりの食料システム法の認定を受けた者</p> | <p>(1) 個人 5,000万円</p> <p>(2) 法人・団体 1億5,000万円<br/>* 貸付限度額は都道府県が貸付けを行った従前の農業改良資金の残高と通算</p> | 無利子  | 12年以内<br>(3年以内)<br>※ 中山間等の特定地域及び認定事業者は据置5年以内 |

## ③ 農業経営負担軽減支援資金

意欲と能力はあるものの、経営環境の悪化等により負債の償還が困難となっている農業者の償還負担の軽減を図るため、農協等金融機関が営農負債の借換のために貸し付ける低利の資金です。

| 貸付内容  | 対象者   | 融資限度額                          | 貸付利率  | 償還期間<br>(うち据置期間)                               |
|---|---|--------------------------------|---|--|
| 営農負債の借換<br>(ただし、制度資金の借入負債の借換の場合は、貸付利率が5.0%を超えるものに限る。) | <p>(1) 借入金の償還が困難となっている農業者であって、次のすべての要件を満たし、かつ、経営改善計画について経営診断を受けた者<br/>①農業経営改善の意欲と能力を有すること。<br/>②農業所得が総所得の過半を占めていること。<br/>③60歳未満であること（60歳以上である場合にはその後継者が確定していること。）。<br/>④現に約定償還（元利）の一部が返済可能であること。</p> <p>(2) 目標地図に位置付けられた者及び継続的農地利用者</p> | 経営診断を受けた経営改善計画に定める借入計画額（上限なし。） | 0.70%<br>(令和5年6月19日現在)<br>* 新型コロナウイルス感染症・原油価格高騰等関連により、当初5年間は実質無利子になる特例あり。 | 10年以内<br>(3年以内)<br><br>知事特認<br>15年以内<br>(3年以内) |

\* 同趣旨の制度資金として、公庫資金に「経営体育強化資金」があり、両資金は農業負債整理関係資金基本要綱の中で共通の事務取扱が定められています。

## 4 農業経営改善促進資金（スーパーS資金）

極度貸付方式による低利の短期運転資金です。（当座貸越・手形貸付は極度額の範囲内で随時借入・返済ができます。）

| 貸付内容  | 対象者   | 融資限度額  | 貸付利率                   | 償還期間   |
|---|---|--|------------------------|--|
| 経営改善計画の達成に必要な運転資金一般（既往債務の借換等を除く。ただし、当該資金の初回の借入れ時における既往借入金（短期運転資金）からの切替えを除く。）<br>(1) 種苗代、肥料代、飼料代、雇用労賃等の直接的現金経費<br>(2) 肉用素畜、中小家畜等の購入費<br>(3) 小農具等営農用備品、消耗品等の購入費<br>(4) 営農用施設・機械の修繕費<br>(5) 地代（賃借料）、営農用施設及び機械のリース・レンタル料<br>(6) 生産技術、経営管理技術の修得費<br>(7) 市場開拓費、販売促進費等 | 認定農業者（次に掲げる要件を満たす者）<br>① 簿記記帳を行っていること（簿記記帳を行うことが確実と見込まれる場合を含む。）<br>② 農業経営改善計画が短期運転資金を必要とするような具体的な事業を内容としているものであること。<br>③ 農業経営改善計画の具体的な改善措置について認定後既に実施に着手し、又は認定を受けた年度において実施に着手することが確実であると認められること。<br>④ 既往借入金の返済財源が確保されていること。 | (個人)<br>一般 500万円<br>畜産経営・施設園芸を含む 2,000万円<br><br>(法人)<br>一般 2,000万円<br>畜産経営・施設園芸を含む 8,000万円 | 1.50%<br>(令和5年6月19日現在) | 手形貸付<br>証書貸付<br>1年以内<br><br>当座貸越<br>1年程度以内<br>（家畜の飼養又は永年性植物の栽培等農産物の生産に1年以上を要する営農形態は、農業経営改善計画期間終了後3年以内） |

## 5 農業・漁業経営フォローアップ資金

農業・漁業を経営する個人、法人等の経営の維持・安定を支援するための長期運転資金です。

| 貸付内容  | 対象者   | 融資限度額                   | 貸付利率  | 償還期間<br>(うち据置期間) |
|---|---|-------------------------|-------|------------------|
| 当年又は翌年の経営に必要な運転資金（ただし、既往負債の償還又は借換を除く。）<br>(1) 種苗代、肥料代、農薬代、雇用労賃等の直接的現金経費<br>(2) 小農（漁）具等営農（漁業）用備品、消耗品等の購入費<br>(3) 営農（漁業）用施設・機械の修繕費、燃料（油）代、飼料代 | (1) 農業者<br>認定農業者及び経営開始後5年以内の認定就農者<br><br>(2) 漁業者<br>漁業所得が総所得の過半を占める漁業者及び経営開始後5年以内の新規漁業者 | 個人 500万円<br>法人 2,500万円※ | 1.21% | 10年以内<br>(3年以内)  |

\* 法人の融資限度額については、融資機関の事情により減額される場合があります。

## \*新型コロナウイルス感染症に伴う農業者向け金融支援策

| 取扱機関     | 資金名                      | 支援内容        |        |             |
|----------|--------------------------|-------------|--------|-------------|
|          |                          | 実質無利子化（5年間） | 実質無担保化 | 保証料の免除（5年間） |
| 日本政策金融公庫 | 農林漁業セーフティネット資金           | ○           | ○      | 保証料は原則不要    |
|          | 経営体育強化資金（再建整備・償還円滑化に限る。） | ○           | ○      |             |
| 民間金融機関   | 農業経営負担軽減支援資金             | ○           | ○      | ○           |

## 信用保証制度について

農協等から制度資金を借り入れる場合、秋田県農業信用基金協会がその債務を保証する制度があります。一定の保証料をお支払いいただくことにより、一定の保証残高までは、原則として融資対象物件以外の担保及び同一経営内の保証人以外の保証人なしで、債務保証を受けることができます。

詳細については、秋田県農業信用基金協会、農協等窓口でご相談ください。

### 主な保証対象資金及び保証条件等

| 保証対象資金           | 融資対象物件以外の担保・保証人                                      | 保証料率<br>(保証残高につき) |
|------------------|--|-------------------|
| 農業近代化資金          | 原則として保証人及び担保は不要。<br>ただし、協会が必要と認めた場合は保証人・担保を求めることがある。 | 年0.16%～0.39%      |
| 農業経営負担軽減支援資金     | "  | 年0.60%～0.90%      |
| 農業経営改善促進資金       | "  | 年0.24%～0.52%      |
| 農業・漁業経営フォローアップ資金 | "  | 年0.40%～0.55%      |

# 資金の借り入れを希望される皆さんへ

制度資金の借り入れ資格や要件等につきましては、代表的な事項のみ載せておりますので、実際の借り入れをされる場合には、まず金融機関（農協、銀行、信金、公庫等）、市町村の農業担当課、農業委員会、最寄りの地域振興局の農業振興普及課などと十分に相談していただき、その後、必要な書類の作成に取りかかってください。

## 資金の借り入れに際しての留意事項

### ① 償還期間は定められた期間内で

各資金ごとに定められた償還期間（据置期間）は、それぞれの最高限度を示すもので、実際には、貸付対象施設等の耐用年数のほか貸付対象事業の効果、収益力などを考慮し、必要な期間にとどめることにしています。

なお、据置期間は、償還期間内で設定します。そのため据置期間中は利息のみの返済となります。

### ② 事前着工はできません

貸付決定又は利子補給承認前に事業着手しているものや、既に事業完了しているものは対象にはなりません。

### ③ 法手続きが別に必要になります

法令の制限等を受ける事業については、事前に必要な手続きを終了してから申請してください。

（例：建築基準法、農地法、農業振興地域の整備に関する法律等）

### ④ 目的外使用はできません

貸付金は、計画した機械、施設等の支払い以外の目的に使用することはできません。

### ⑤ 農業機械導入時は過大投資にならないよう注意

機械の利用面積は、秋田県特定高性能農業機械導入計画に下限面積が定められていますので、参考値として確認し、過大投資にならないよう導入前に検討してください。

### ⑥ 計画変更は承認を受けてから

当初の計画（事業量、事業費、事業内容等）を変更する場合は、認定を受けた組織・機関等の承認を受け、所定の手続きをとってください。

### ⑦ 別段口座の開設を

事業の経理状況を明確にするために、資金の受入、支払いについては、自己資金を含め借入者名義の別段預金口座を開設してください。

また、支払いは口座振替で行ってください。

### ⑧ 事業費の減少に注意

事業完了後等において、実績事業費の減少により、貸付額が貸付限度額を上回ることとなつた場合は、繰上償還等所定の手続きをしてください。

## 資金に関するお問い合わせは

～最寄りの農業協同組合・銀行（秋田・北都）・信用金庫（秋田・羽後）・市町村又は次のところへ～

### 地域振興局農林部農業振興普及課企画・振興班

|                             |              |   |
|-----------------------------|--------------|---|
| 鹿角地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 0186-23-2123 | <br>©2015 秋田県 んたッチ |
| 北秋田地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班 | 0186-62-3950 |   |
| 山本地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 0185-52-2161 |   |
| 秋田地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 018-860-3371 |   |
| 由利地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 0184-22-7551 |   |
| 仙北地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 0187-63-6111 |   |
| 平鹿地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 0182-32-9501 |   |
| 雄勝地域振興局 農林部 農業振興普及課 企画・振興班  | 0183-73-5180 |   |
|                             |              |   |
|                             |              |   |

### 秋田県 農林水産部農業経済課

金融・団体指導チーム 018-860-1766

ホームページは「美の国あきたネット」内農業関係制度資金をご覧ください。

日本政策金融公庫秋田支店 農林水産事業 018-833-8247

農林中央金庫秋田支店 営業第一班 018-863-6951

秋田県農業信用基金協会 018-864-2393

※表紙の写真は、第23回「あきたの美しく豊かな農村づくり」写真コンクール（令和4年秋田県土地改良事業団体連合会主催）の入賞作品からです。



この印刷物は、印刷用の紙ヘリサイクルできます。

この印刷物は6,000部作成し、印刷経費は1部当たり39.05円です。